第一種フロン類充填回収業者の登録変更について (郵送又は持参での届出用)

群馬県環境森林部環境保全課

第一種フロン類充填回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、**変更届出書**の提出が必要です。

届出の期限は、変更があった日から30日以内で、**その届出に係る変更後の書類を添付**して届け出てください。

1 届出が必要な事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名の変更
- (2) 事業所の名称及び所在地の変更
- (3) 事業所の追加、閉鎖
- (4) 回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類の変更
- (5) 充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類の変更
- (6) 回収の用に供する設備の種類の変更

なお、フロン類の回収の用に供する設備の種類及び設備の能力の変更、事業所ごとのフロン類回収設備の数の変更であって、業務の対象とする第一種特定製品の種類、冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類の変更を伴わない場合は、軽微な変更として届出は不要です。

登録申請書の「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」欄の記載内容に変更がないときがこれに該当します。

2 届出方法

「第一種フロン類充填回収業者変更届出書(様式第2)」に必要事項を記載の上、必要書類を添付し、環境保全課へ郵送又は持参してください。持参をする場合は、事前に電話等で連絡の上、お越しください。

なお、「第一種フロン類充填回収業者変更届出書(様式第2)」及び「第一種フロン類充填回収業者登録申請書(様式第1)」(「3 添付書類」参照)の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.gunma.jp/page/6830.html

3 添付書類

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名の変更の場合
 - ・本人を確認できる書類(原本)

個人:住民票の写し

法人:登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、誓約書(法人の代表者の変更の場合)

- (2) 事業所の名称及び所在地の変更の場合
 - ・添付書類は必要ありません。
- (3) 事業所の追加の場合
- ①第一種フロン類充填回収業者登録申請書(様式第1)(「事業所の名称及び所在地」以降を記載)
- ②フロン類回収設備の所有権等を有することを証する書類
- ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ④フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料
- ⑤フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料 ※②~⑤の詳細は、下記「※②~⑤の詳細について」を参照してください。

- (4) 回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類の変更の場合
- ①第一種フロン類充填回収業者登録申請書(様式第1)(「事業所の名称及び所在地」以降を記載)
- ②フロン類回収設備の所有権等を有することを証する書類
- ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ④フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料
- ⑤フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料 ※②~⑤の詳細は、下記「※②~⑤の詳細について」を参照してください。
- (5) 充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類の変更の場合
- ①第一種フロン類充填回収業者登録申請書(様式第1)(「事業所の名称及び所在地」以降を記載)
- ②フロン類回収設備の所有権等を有することを証する書類
- ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ④フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料
- ⑤フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料 ※②~⑤の詳細は、下記「※②~⑤の詳細について」を参照してください。
- (6) 回収の用に供する設備の種類の変更の場合
- ①第一種フロン類充填回収業者登録申請書(様式第1)(「事業所の名称及び所在地」以降を記載)
- ②フロン類回収設備の所有権等を有することを証する書類
- ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ④フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料
- ⑤フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料 ※②~⑤の詳細は、下記「※②~⑤の詳細について」を参照してください。
 - *回収の用に供する設備の種類の変更対象は
 - ・申請時に「CFC用」1台、「HFC用」1台を所有していたが、「CFC・ HCFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は対象です。
 - ・「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、 HCFC、HFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は、対象外です。

※②~⑤の詳細について

- ②フロン類回収設備の所有権等を有することを証する書類
- ・自ら所有している場合

購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。これらを持っていない等の場合は、回収設備を所有している旨の申立書(様式は、環境保全課に問い合わせてください)及び所定の方法で撮影した写真。

- ・自ら所有権を有していない場合 借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。
- ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し(必要なページのみ)。
- ④フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料 フロン排出抑制法施行規則第40条第2号の「十分な知見を有する者」としてフロン類 の回収に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。
- *次に掲げる資格のいずれか
 - (ア) 冷媒フロン類取扱技術者((一社)日本冷凍空調設備工業連合会が認定する第一種冷媒フロン類取扱技術者又は(一財)日本冷媒・環境保全機構が認定する第二種冷媒フロン類取扱技術者)
 - (4) 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
 - (ウ) 高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会)
 - (工) 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)

- (オ) 冷凍空調施設工事事業所の保安管理者(高圧ガス保安協会)
- (カ) (一社) 群馬県フロン回収事業協会が実施するフロン回収技術講習会修了者(有効期限が設定され、かつ有効期限内のものに限る。)
- (キ) 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- (f) 技術士(機械部門(冷暖房·冷凍機械))
- ⑤フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料 フロン排出抑制法施行規則第14条第9号の「十分な知見を有する者」として充填に携 わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。
- *次に掲げる資格のいずれか
 - (ア) 冷媒フロン類取扱技術者((一社)日本冷凍空調設備工業連合会が認定する第一種冷 媒フロン類取扱技術者又は(一財)日本冷媒・環境保全機構が認定する第二種冷媒フロ ン類取扱技術者)
 - (イ) 次に示す資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した 者
 - a 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
 - b 高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会)
 - c 上記保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する 業務に5年以上従事した者
 - d 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)
 - e 冷凍空調施設工事事業所の保安管理者(高圧ガス保安協会)
 - f 自動車電気装置整備士(対象は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。)
 - (ウ) 十分な実務経験(日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わり、これまで高 圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがないこと)を有し、かつ、 充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
 - ※(イ)及び(ウ)の「充填に必要となる知識等の習得を伴う講習」については、環境省のホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

	本人を確認できる書類	誓約書	登録申請書(様式第1)	類等を有することを証する書フロン類回収設備の所有権	有する資格に関する資料者又は回収に立ち会う者がフロン類の回収を自ら行う	有する資格に関する資料者又は充填に立ち会う者がフロン類の充填を自ら行う
(1) 氏名、住所の変更(個人)	0					
(1) 名称、住所の変更	\circ					
(1) 代表者の変更(法人)	\circ	\circ				
(2) 事業所の名称及び所在地の変更	添付資料は必要ありません。					
(3)事業所の追加			0	\circ	\circ	\circ
(3)事業所の閉鎖	添付資料は必要ありません。					
(4) 回収するフロン類の種類の変更			\circ	0	0	0
(5) 充填するフロン類の種類の変更			\circ	0	0	0
(6) 回収の用に供する設備の種類			0	\circ	\bigcirc	0

4 登録通知の送付

登録ができ次第、環境保全課から登録通知書を送付します。 原則として、登記事項証明書(個人の場合は住民票)記載の住所に普通郵便により送付します。

5 問い合わせ、届出先

群馬県環境森林部環境保全課環境保全係

住 所:〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 16階南フロア

電 話:027-226-2832 FAX:027-243-7704

メールアドレス: kanhozen@pref.gunma.lg.jp

届出受付時間(持参の場合)

:月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)9時~12時及び13時~16時30分